

- 講習会、相談会を開催して欲しい。

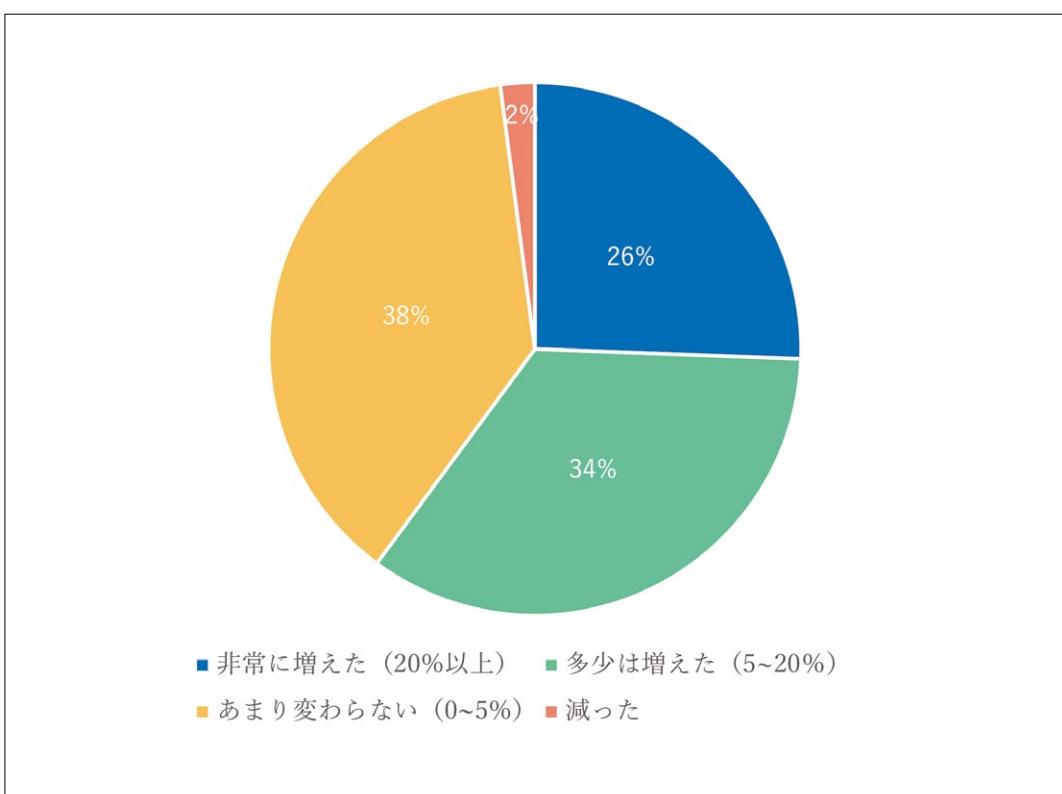
7 その他（上記以外）

- 2回目の認定更新が昨年度末に終わったが、実地調査の事前連絡や当日の流れなど、段取りよくいったと思う。見やすいように、わかりやすく整えておくことが大事だと思った。
- 紛失など備え置き書類の不備の対応
- 自団体で制作しているものは寄附のお礼として認めてほしい。

4. 今後の認定NPO法人制度について望むこと

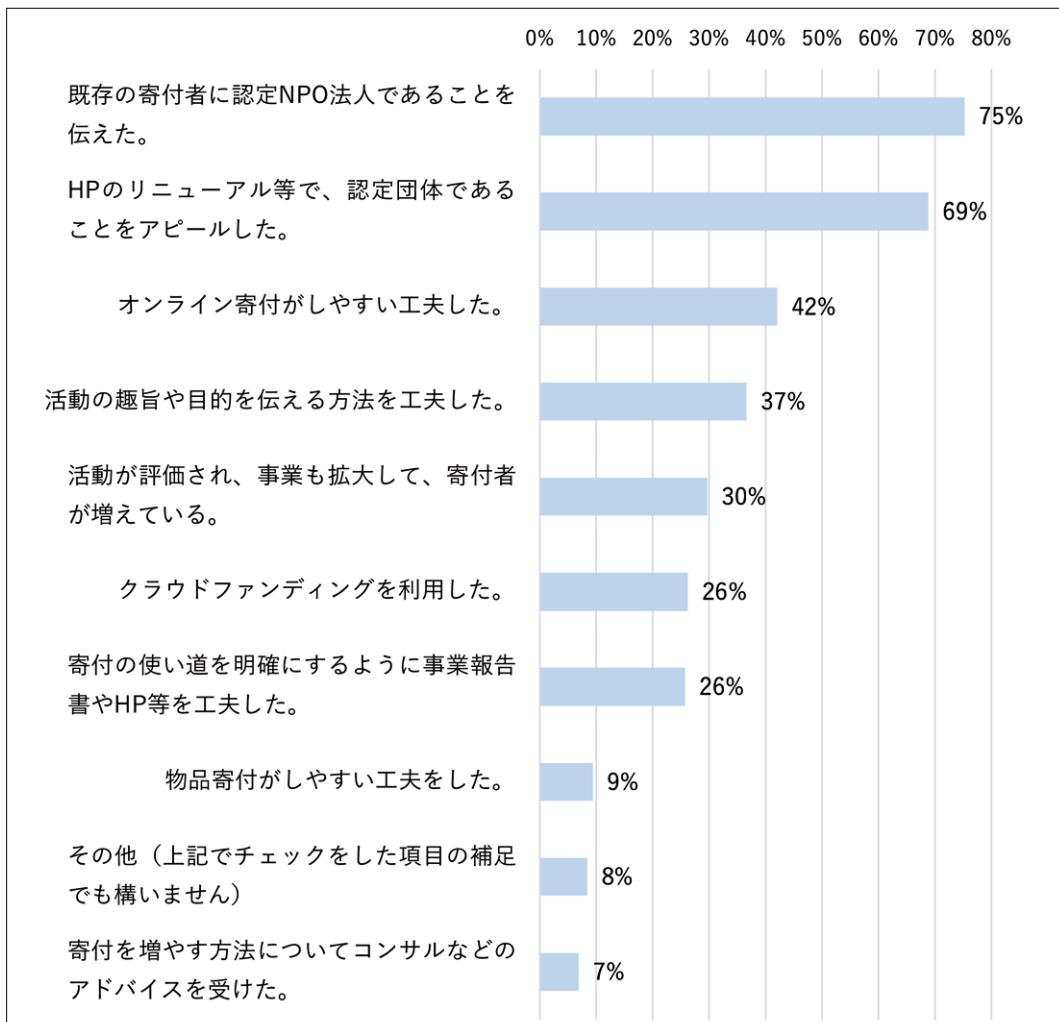
- 4-①：認定NPO法人になったことで、認定を受ける前と比較して寄付は増えましたか？
(概ね認定を受ける前の3年間の平均と比べてください。)

寄付が増えたか



4-②：①で「非常に増えた」「多少は増えた」という方について、寄付を増やすためにどのような努力をされましたか？

寄付が増えた理由（複数回答）



[4-①で「非常に増えた」「多少は増えた」と答えた202法人のうちの割合]

4-② 上記グラフの「その他（チェックをした項目の補足も含む）」の回答

コメントの主なまとめ

- 1 認定NPO法人になった認知による効果
- 2 法人の発信力の強化による効果
- 3 イベント等の活動による効果
- 4 その他（上記以外）

1 認定NPO法人になった認知による効果

- 企業寄付の審査に有利となった。
- 振込用紙とチラシ（税法上の特典記載）をセットで配布している
- 控除できるからという理由で大型の寄付の話が入るようになった。
- 認定NPO法人への寄付は、税制優遇をうけることを伝えるチラシを寄付申込書といっしょに配布（送付）した。
- 活動する市で初めての認定NPOとなったため市へのアピールをした。寄付に繋がったか分らないが、市長がお祝いにかけつけるなどプレゼンスがあがったと感じた。

2 法人の発信力の強化による効果

- 認定資格を取得してもすぐには寄付が増えるなどの効果は無かった。2020年に事業関連の企業寄付申請、2022年12月にHPリニューアルを行い、徐々に企業からの寄付と個人からの寄付が増えた。旧HPでは寄付は増えなかった。
- 昨年度より、伴走支援団体のアドバイスを受け、今年度よりオンライン寄付のシステム導入など、新たな取り組みを検討し始めているところです。
- 通信（活動報告等）発行（年4回）、商工団体、各種団体の会合でのプレゼンを実施。
- 理事等役員の知り合いに寄付の呼びかけや宣伝活動を行った。
- 理事が寄付してもらえるように働きかけている。

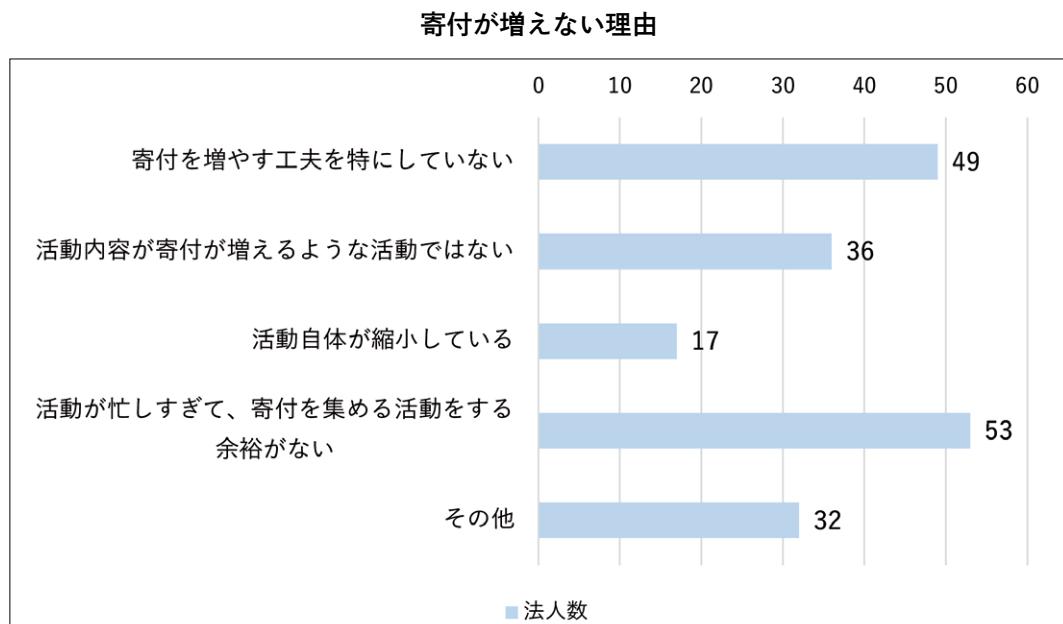
3 イベント等の活動による効果

- バザー、コンサートを毎年開催し交流を深めている。
- 寄付月間に参加している。
- 特殊なプロジェクトが立ち上がり、そのプロジェクトに限定した寄付者が急増した。しかし、NPOの通常の活動資金には回らないため、その寄付を除くと増えてはいない。
- 一般向けのエコツアーやを実施した。

4 その他（上記以外）

- （認定を受けた当時は）外的要因（東日本大震災への支援）により寄付が増えた。
- 認定NPOを取得したタイミングで企業からの大口の寄付が決まった。

4-③：①で「あまり変わらない」「減った」という方について、どのような理由で寄付が増えないと思いますか？



4-③ 上記グラフ「その他」の回答

コメントの主なまとめ

- 1 認定NPO法人制度の課題によるもの
- 2 寄付活動を促進できる体制が十分でなかった
- 3 外部環境や寄付者側の変化によるもの
- 4 コロナ禍により寄付者との接点に影響があった
- 5 その他（上記以外）

1 認定NPO法人制度の課題によるもの

- 認定制度が、寄付増加のバックアップになっていない。
- 認定を取ったからと言って、そのメリットが寄付者側に生かされないように感じる。
- 寄付の動機として認定が大きなインセンティブにはなっていないのではないか（無いよりあればいい、ということでは）
- 初回認定の2009年時点で寄付優遇税制のメリットがあまり認知されていなかったかも知れない。
- 寄付金控除されるという優遇が認知されておらず、控除目的の寄付はないと思われる。
- 認定になることがイコール寄付が増えることとは考えていません。

2 寄付活動を促進できる体制が十分でなかった

- 今後は、寄付を集める活動にも注力する計画を立てた。
- 他業と兼務のため時間がない。
- 認定に応じた整備に時間がかかり余裕がない。
- 専任のスタッフがいないため、寄付を集める活動に余裕がない。
- スタッフ数の問題もあり、通常は特に増加させる活動はしていないが、かつて法人の存続が危機に瀕したことがあり、その時は、認定を受けていることで通常の10倍以上（250万円→2500万円）の寄付を集めることができたので、認定の効果は機能していると思う。

3 外部環境や寄付者側の変化によるもの

- 年数がたち賛助会員が減少してきた。
- 寄付者の高齢化やご逝去。
- 2021年12月に取得のため／2021年度6月頃にクラウドファンディングをしたので2022年度はその反動とウクライナ支援等で団体からの寄付が減少した。
- 支援の対象としている障害のある方が、顔出しNGの場合が多いので、活動の様子を広報しにくく、知り合い以外の不特定多数の方からの寄付が集めにくく。
- 寄付活動はしているが、寄付者側の理由や事情で寄付に繋がらない。

4 コロナ禍により寄付者との接点に影響があった

- コロナ禍の影響もあったものと思われる。少なくとも自法人では事業の性質上（子ども食堂の実施）、開催回数や方法などに大きな影響があった。
- ここ3年のコロナ禍とそのブランクで寄付意欲に変化がみられる。
- 活動国による新規活動国で初期段階であり、またコロナ禍であったため。
- コロナ禍で活動が制限されていたため会員の関心が薄れたと考えている。
- コロナ以前以降で寄付が大きく削減しているため。
- コロナ禍の影響が大きかったと考えられる。

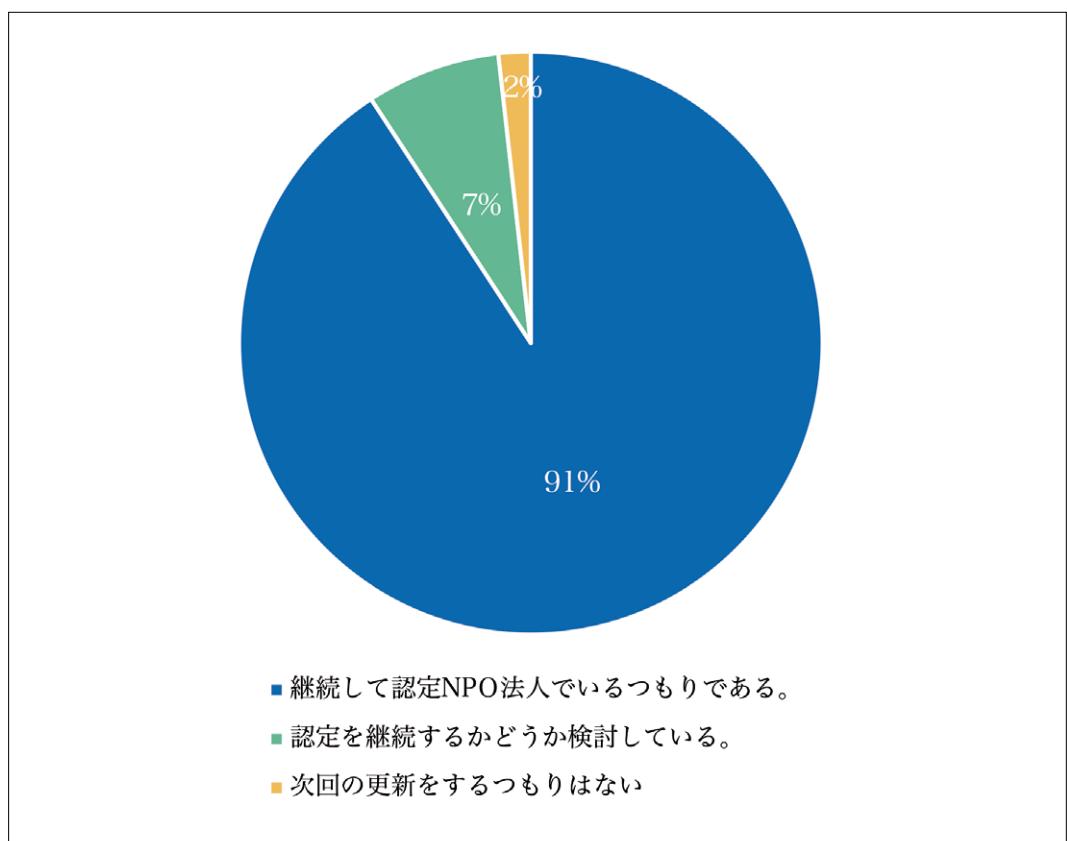
5 その他（上記以外）

- 設立認証後最短で認定準備した為比較しにくい。
- 法人格自体の有無にかかわらず、ご寄付をくださっている方が多いと考えております。（当団体は1996年に活動を開始し、任意団体である期間が長かったという背景があります）
- 前年度のサポートのリピートの確保+いくらかの拡大を狙っている。
- まだ比較できる時期ではありません。
- 認定取得がかなり昔なのでわからない。

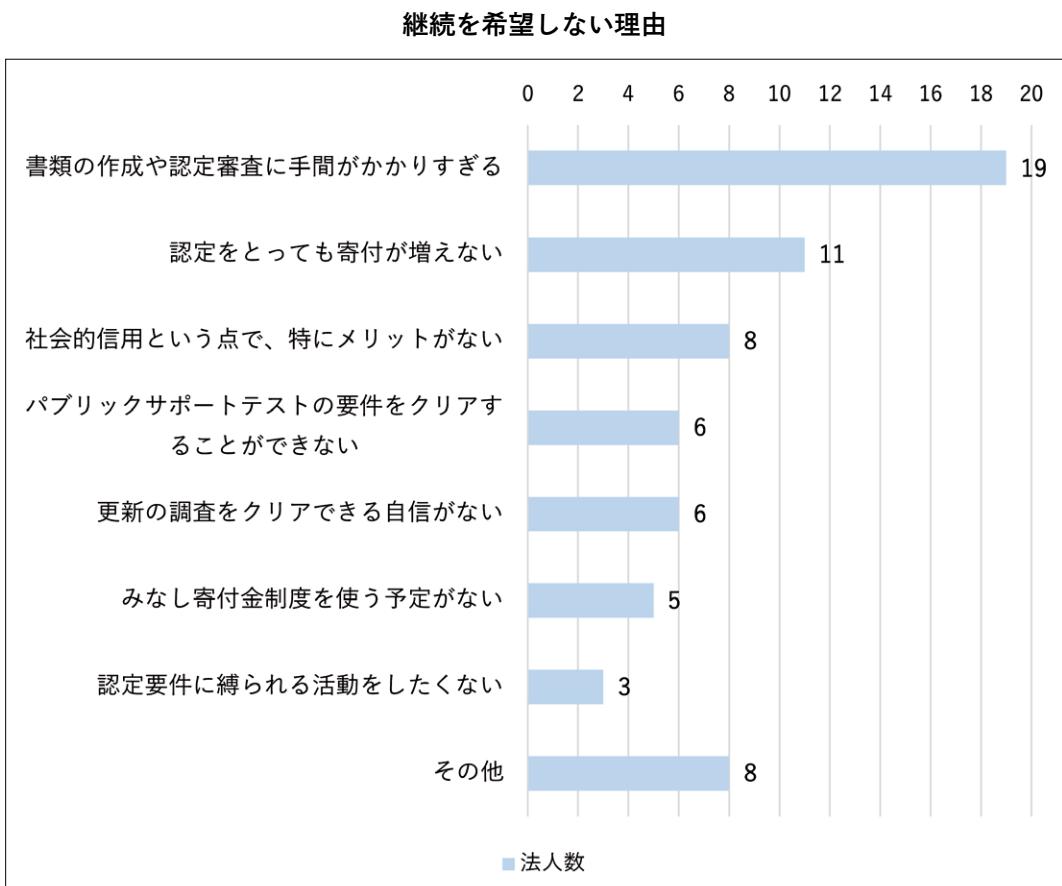
- 多くの方から寄付をいただけるようにお願いの文書を送付していたが、結果として増えていなかった。
- 寄付金額は大体満たしている。
- 施設の新築といった目標があることで増えるが、常時活動では変わらない。
- 新規寄付者は毎年あるが、寄付を継続していただける企業が少ない。
- 認定前のデータがすぐには見当たらぬため比較できない。

4-④：今後も認定NPOを継続したいと考えていますか？

認定を継続したいか



4-⑤：④で「認定を継続するか検討している」、「次回の更新をするつもりはない」と答えた方は、なぜそのように考えているのですか？



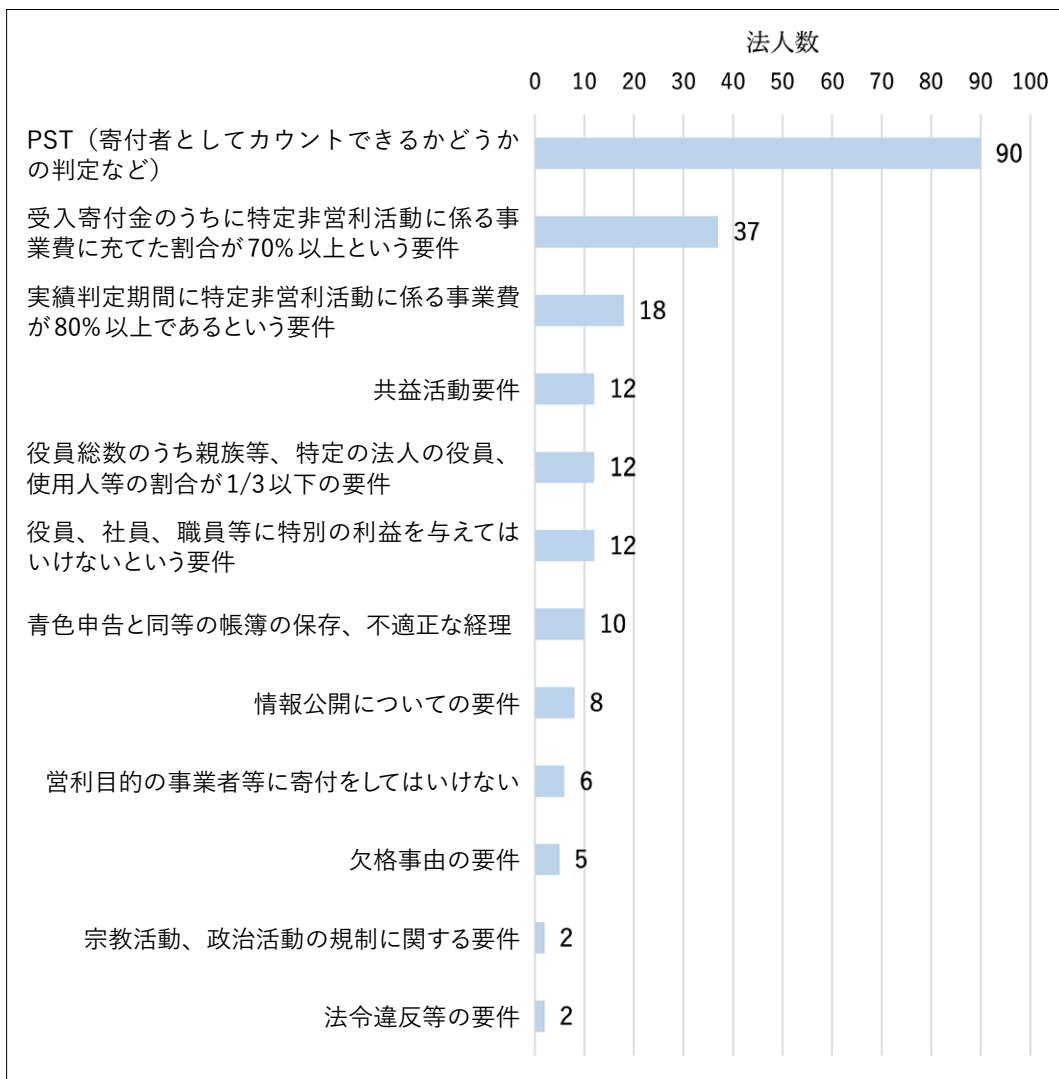
4-⑤ 上記グラフ「その他」の回答

上記で「認定を継続するか検討している」、「次回の更新をするつもりはない」と答えた方で、その他のご意見。

- メンバーの高齢化で5年後、対応できるかわからない。
- 「ふるさと納税」制度と比較し不利な立場にあるため。
- 公益財団法人に移行する予定。
- 寄付も少ないので、更新の心労を考えると本当に必要かわからない。
- 今後数年間で自分たちがどれだけ良い仕事をしていくかの自己評価次第です。
- 現時点ではPSTをクリアできる可能性が少ない。
- 本部移転を検討中。

4-⑥：下記のうち、認定基準を変更して欲しい要件はありますか？あれば、以下からお選びください。

変更してほしい要件



4-⑥-理由

1 パブリックサポートテスト（寄付者としてカウントできるかどうかの判定など）に関する意見

1 のコメントの主なまとめ

- 1.1 制度の見直しに関するもの
- 1.2 手続きの簡素化に関するもの

- 1.3 返礼品の対価性に関するもの
- 1.4 寄付者の範囲に関するもの

1.1 制度の見直しに関するもの

1.1.1 制度全般

- 地域の寄付文化の差や活動の性質により、基準を満たす難しさが異なるように感じるから。
- 安定的に基準をクリアすることが難しい
- これからさらに寄付が厳しくなってくることが見込まれるため
- 法人の活動は寄付に支えられているところもあるが、寄付を認定の基準にするのではなく、活動を評価するのはその内容によるべきだと考えるから。
- パブリックサポートテスト全般の基準を緩和してほしいから。
- 大都市に比べて寄付者の確保が難しいので既定の寄付者の人数と金額を減らして欲しい
- 総合支援法に基づく社会福祉事業を全般に行っているため、昔と比べると寄付金便りで運営するということがなくなった。それでも、寄付金をくださる方々はいるのだが、寄付者の人数までには至らない。寄付者数の制限の基準を改めてほしい。
- 強いてあげれば、寄付者としてカウントするかの判定を、社会環境に応じて検討していただきたいです
- 基準を明確にし、誰でも理解できるように公表していただきたい。

1.1.2 絶対値について

- 寄付者100名はハードルの高い数値と捉えている
- 寄付金額が3,000円より少ない方がご年配で多いので、毎年ギリギリの人数になってしまう。
- 広く市民から支援を受けているかどうかの判断基準として、絶対値基準での寄付者のカウントが3000円以上であることが厳しく思われる。

1.1.3 相対値について

- 相対値基準は数字遊び、絶対値基準は寄付者をランク付けすることと感じ、認定NPOを判断するものとしては非常に稚拙だと思います。
- 絶対値基準を満たすことは、難しいと思われる中で、相対値基準についても、特定の個人、団体からの繰り返しや多額の寄付額があり、精査が必要であるため。
- 相対値基準の計算が煩雑である

1.1.4 条例指定について

- パブリックサポートテストがなければ県指定NPOとしての認定を受けなくとも済むため
- 当市においてもパブリックサポートテストの基準の条例指定を導入してほしい

1.2 手続きの簡素化に関するもの

- 必要な寄付金が集まるとは限らないため
- 1年以内の複数回の寄付者のチェックが大変なので、のべ人数にして欲しい
- 単純な制度にして欲しいと思います。
- より認定が認められやすくなってくれると嬉しいです。
- PSTのための寄付に労力を取られてしまうため
- 平均3,000円×100件という基準を満たすのが精いっぱいなので
- 地方でコンスタントに年間100名以上の寄付者を維持することがなかなか難しい。
- 集計などに時間を要するため、もう少しシンプルなものを希望
- 基準に適う寄付を集めること、カウント等の事務作業に負担がかかっているため。
- カウントが大変だから。

1.3 返礼品の対価性に関するもの

- 一定の寄付額以上の寄付企業のロゴをウェブサイトに掲載することがベネフィットに当たるとされ、寄付者としてカウントされないと指摘があった。団体支援者が明らかでないと社会的信頼に関わるため、支援企業のロゴ掲載は必要と思う。判定基準の見直しを求める
- お礼の品や会員限定企画など実施して交流したり活動を理解し応援してもらいたいと思っているが、PSTの判定の件があり、対価性についてどのように判断されるか不安なため消極的になってしまっている。
- 寄付者に対して、寄付の対象になる返礼品について、対価性のないもののみということであるが、書籍など活動をしついていただくためにお贈りしたい物なども対象になるなど緩和されればよいと思う。
- 寄付者への返礼について、「対価」の考え方方が違和感。例えば、お礼の缶バッヂをもらえるからとそれを「寄付ではない」とされるのは実際とずれているのではないか。返礼品のために寄付したと言われると寄付者さんも本意ではないと思います。
- より活動を知って頂く、コミュニティの一員となって頂くためのお礼などは認めていただけると更に支援が広がるのではないかと思う。
- クラウドファンディング等で、寄付者に多少の返礼品がある場合も「寄付金」と認めてもらいたい。

- 対価性があるものは寄付にならないとしている部分で、対価性の判断が厳しいと感じるから。
- クラウドファンディングにお礼を提供しても、寄付金額の〇%以内ならば寄付者としてカウントできる等の明確な基準が欲しい。
- パブリックサポートテストの要件はやや厳しいと思う。クラウドファンディングなどで返礼品を渡した場合、寄付者としてカウントされないことがあると聞いている。しかしながら返礼品欲しさの寄付ではないにしろ、感謝の気持ちを返礼品として表現したいのは当然思うことであろう。
- 返礼品は仕入れ値で寄付額の〇%までなど認められるとクラファンなど多様な市民の参加につながる寄付集めがしやすくなる。
- 「直接の反対給付」の判断基準の見直し
- 賛助会員への特権（お礼など）
- NPO社員ではない会員から「寄付」の気持ちで会費をいただいていても、主催行事の割引などの特典（利用は大変少ない）がうたわれているために寄付者としてカウントできていないことが申し訳ない

1.4 寄付者の範囲に関するもの

1.4.1 同居家族について

- 居所を同じくする複数の方からの寄付のカウントを認めてほしい
- 同居親族などの消込が、予測の域を出ない。
- 役員やその家族の寄付をカウントできるようにしてほしい（特に家族は別人格なので）
- 同じ住所の親族でも、姓が違う、寄付者による証明があるなど独立生計の場合はPSTに組み込めるようにしてほしいと願います。親の土地に子どもが家を建てて暮らしているというケースもあるので。寄付者のほとんどが直接的、間接的受益者である福祉系のNPOにとっては大事なことかと思います。
- 同一世帯から複数の人から寄付をもらっても1人と数えなければならない規定など、現代社会の状況に合致していない
- 生計を別々にしているかどうかの判断がつけづらい場合があるため
- 役員とその親族の寄付者をカウントできるようにして欲しい

1.4.2 匿名寄付や少額寄付について

- 匿名の寄付も寄付者としてカウントできるようにしてもらいたい。
- 少額の寄付、講演会などでの募金箱の寄付（寄付者名が明確でないため却下された）

- 寄付対象者に関する制約により、カウントできない寄付者が多数いるため。
- イベントでの募金なども寄付にならないか。住所確認や任意の寄付であることの裏付けが大変。
- 寄付申込書がなくても寄付者と認めてほしい。
- 匿名も少額も人数は不明であっても金額は支持されている数字として見てほしい。

1.4.3 理事について

- 役員関係からの寄付がPSTに算入できないという趣旨はわかるが、少し厳しいように思う。
- 登記上の代表理事以外の理事者は、寄付者としてカウントできるようにしてほしい。

1.4.4 その他（上記以外）

- 1企業を1口とするが、企業内の所属が異なれば課ごとに1カウントにしてほしい。
- 住所変更した方からの届け出がなかつたりする
- 弁護士事務所などからの寄付は寄付金として扱われるのは、寄付者の意思に反するものになると思うから。
- 助成金対象の寄付者が何人かカウントされない。例：赤い羽根テーマ型募金。
- 現物寄付が増えたため。

2 実績判定期間に特定非営利活動に係る事業費が80%以上であるという要件と実績判定期間に受入寄付金のうちに特定非営利活動に係る事業費に充てた割合が70%以上という要件に関する意見

2 のコメントの主なまとめ

- 2.1 NPO法人の活動実態の乖離について
- 2.2 事務局運営のための費用（管理費）について
- 2.3 将来の活動財源確保について
- 2.4 算出に係る負担について
- 2.5 特定資産について
- 2.6 その他（上記以外）

2.1 NPO法人の活動実態の乖離について

- 実績判定期間中に寄付金の70%を事業費に充てられるかどうかについて、法人が

コントロールできない部分があります。仮に、判定期間の終盤で多額の寄付を受け、事業計画にない支出を急ぎ検討しなければならなくなる事態は、必ずしも特定非営利活動の本分とは言えないのではと考えます。寄付のタイミングによっては支出できず、認定更新ができない可能性があります。

- 管轄庁に審査するだけの会計知識が十分ではない。また、状況（コロナ禍など）によっては、～%以上の要件を満たさないときも起こりえるため。
- あまりに制約的な基準自体が、かつての国税庁基準の踏襲のようです。
- アドボカシー活動をする団体として事業費に対して人件費がかかるため
- 委託・補助・助成金を除いた額で70%以上となると、管理費がある程度かかる団体はギリギリになる可能性がある。基準自体は変える必要はないと思うが、寄付をどの事業に充当したか、法人が示せる書類があればそれでOKとしてほしい。
- 非営利活動事業において、大学等からの業務受託の割合が高い
- 特に弁護士で職場を住所として寄付する方がいるため。また、事業が進まず、事業費があまり使えない年があり70%要件を満たすかひやひやしたり、体制強化のために寄付金を使えなかったりするため。
- 活動規模に対し寄付が過剰な場合は、無理に事業を行わなければならぬため
- 介護保険や医療保険の事業については、行政委託事業のような扱いになっており、赤字になった場合しか寄付が充当できないことになっている。介護医療系NPOにとって、本来使いたい分野での使用が制限されている実態がある。これでは一生懸命寄付を集めても70%基準によって認定更新ができなくなってしまう。そもそも保険事業は行政からの委託事業ではないと考える。この点はNPOの福祉活動分野の充実を大変損ねているように思うので、事業費の内の特定の費目を寄付充当できるようにするなど改善してもらいたい。

2.2 事務局運営のための費用（管理費）について

- 昨今の物価高騰により、事務所管理費として計上しているリース代、水道光熱費、消耗品費、通信費が値上がりし、管理費の負担が大きくなっているため、受入寄付金から事業費に充てる割合を70%以上に保ち続けることは難しくなってくるため。
- 助成金は、基本的に人件費をカバーしないため、管理費はどうしても寄付金から捻出することとなる。70%事業費の要件は、その実態をまったく考慮していない。
- 事務局運営に関わる経費の問題
- 受入寄付金をもう少し自由に活用したい
- 前回の判定でかなりぎりぎりの数字になったため。寄付金ではない収入の増加、組織維持のための販管費の増加などを踏まえると、70%はかなり難しい基準だと感じました。

- 団体運営には管理費が必要なため
- NPOに対して適正な運営を求めるからには管理コストは必須であるのに20%以内に抑えよというのが管理コストを軽視するメッセージになっている。
- 規模が小さくなると管理費の割合が大きくなることが予想されるため
- 事務局の職員に十分な給与を払えない団体も多いと思う。寄付の使い道については管理費にもある程度の割合を認めてほしい。

2.3 将来の活動財源確保について

- 非営利団体であるとはいっても、内部留保の確保も必要であり、継続的な活動をするに当たっての資産管理上、事業費の70%、80%基準を充たすのが困難になる場合もあるので。
- 収益事業も増やして自立できるNPO法人を目指している為、この割合だと、更新出来なくなる可能性がある為。
- 活動を広げるため、持続可能にするためには余剰金が多めにある方が安心して伸び伸びと活動ができる
- 繰越金に限りが出るため
- 収入が特定され収益が安定していないため、単年で黒字、赤字決算があり、赤字年度の補填として留保したい

2.4 算出に係る負担について

- 事業費80%以上で制限されてしまう活動もある。また、寄付金を70%以上事業費に充てるということも正確な計算を出すことに時間を要してしまう。
- 事業の範囲が拡大する場合、特定非営利活動に当たはまるかの判断が必要になるので煩雑になる。
- 年度によって寄付額が変動するので、割合はもう少し緩い方がよい。

2.5 特定資産について

- 特定資産の積み立ての対応が必要になるため、無いと楽なだけです（あまり切実では無いですが）
- 災害などが起こると、急激に寄付額が増える。それが判定期間終了直前だと70%基準をクリアできないことが予想される。クリアできない時に特定資産にすればいいことも分かっているが、災害対応中に仕事が増えるのも本末転倒だと思っている。

2.6 その他（上記以外）

- 営利事業者等への寄付については、地域での付き合い等で必要な機会がある可能性

があるため、限度を設けて許容することが望ましい。

- 遺贈金の取り崩しと地球環境基金の助成が収入の多くを占めるので。

3 共益活動要件に関する意見

- 受益者にも当法人の社員になって、ともに法人の運営に参加してほしいと思うため。
- 要件の必要性をあまり感じないため。
- 寄付者を集めやすいと感じる
- 認定NPOの基本的な考え方として、会員を対象とした事業は共益と捉えていると思います。当法人の場合、事業の対価を得ていないため共益ではない説明していますが、当法人では会員を対象に研修や支援活動を行っており、その結果会員のボランティア意欲が高まり、結果会員のボランティア活動が増えて社会全体に利益が広まっていくという構図の事業に取り組んでいます。会員対象という理由だけで公益共益を判断するのではなく、事業内容や構造によって公益共益の判断をしていただければと思います。
- 共益活動要件：職員のスキルアップのための研修費もこれに含めるように言われたが、特定非営利活動に資する費用であるので、なんの意味があるのかよく分からぬ。
- 活動の性質上、協働事業の難しさを感じております。コロナ禍以降、その傾向は顕著ですでの見直して頂けたらと思っています。

4 役員総数のうち親族等、特定の法人の役員、使用人等の割合が1/3以下の要件に関する意見

- 親族がいると理事数を増やすなければいけない。
- 同じ地域で活動する医師を中心とした会員の為、所属団体の重複が多い。
- 山間部の法人で、人が少なくどうしてもいろんな事業があり、同じ人になるため。
- 理事の担い手不足。
- 同じ会社の有志で始めた団体であるため。
- 大学の教授の理事が2名いるが、現行規程では理事数が少ないとにより大学教授の理事の枠が増やせない。

5 役員、社員、職員等に特別の利益を与えてはいけないという要件に関する意見

- 役員、社員は当法人の活動や趣旨に共感してメンバーとなってくれた方で、活動のコアメンバーや指導的立場にある。また、活動に必要な機材や人材を提供してくれる場合もある。これらについて、報酬が発生したり、継続的な料金支払いがおきることもあるため。
- 保護猫活動作業の負荷が大きく、対価の必要性を感じる。
- 当団体は、給与は出しませんが、一部の業務についてアルバイトとして行っていたりしているところがあります。前回はその業務内容・労働時間・一般的な平均給与から

算出して支払い金額が妥当か、といったことの説明が求められました。一般的な基準から大きくはみ出しているのでなければ、そういったツッコミは重箱の隅をつつくようなやり方に思えるので「特別」でなくても「普通の」利益を与えることは当然と考えます。

- できるだけ多くの会員に議決権をもって主体的に運営に参加してもらおうと社員になつてもらうよう努力しているが、社員として議決権のある人は会費が寄付として認められない。熱心な人ほど寄付控除が受けられないというのはおかしいと思う。
- 評価が入れられない。
- 持続のためには役員の報酬や営利活動も不可欠だから。

6 青色申告と同等の帳簿の保存、不適正な経理の要件に関する意見

- 不適正な経理とされる判断基準が所轄庁によっては厳しすぎるので、会計の重要性の原則も踏まえた判断基準を設けてほしい。
- 調査のために全て印刷して、インデックスを貼ったりとデータで保存してきているもの全ての印刷指示とインデックスを貼ったり審査の為の作業があつたこと。
- 事務作業が負担。
- 認定基準は、認定のために必要な基準で設定し、きちんと公表して欲しいです。（独自解釈の基準を勝手につけないで欲しい）

7 情報公開の要件に関する意見

- 役員の住所等個人情報を保護してほしい
- 書架スペースが限られており、紙媒体での閲覧が可能な状態での保管量が増える
- 登記住所と実際の活動場所が違う為、情報公開資料を登記住所に据え置く必要があるから。
- 既に年次の報告であがっていることをあらためて、法人自身がサイトにあげなくてはならない事由が良く理解できない。
- 代表および兼務役員の名前の公開（事業報告書など）を避けてほしい。業務の都合上旧姓を仕事で使っているが、現姓の表記も所轄庁から求められている。

8 営利を目的とした事業を行う者、規制されている宗教活動、政治活動を行う者等に寄付をしてはいけない要件に関する意見

- 事業費が80%以上や営利目的の事業所等に寄付をしてはいけないの要件以外は、むしろ緩和すべきではない。
- 地域創生などの取り組みで、僻地で事業に取り組む営利法人への支援をしたい。
- 難しい。
- 資金分配事業を行う場合に活動が制限されるため。

- 受け入れ寄付金の事業費活用割合については、急遽多額の寄付をいただいた場合に対応に困る可能性があるため、判定期間後の使用方法を示すことで許容していただけるとありがたい。

9 欠格事由の要件に関する意見

- 役員が他の認定NPOで役員をしていると、そのNPOが欠格になつたら当団体まで欠格になるというのが理解できない。
- 更新時、所轄庁が勝手に役員名簿を作成し県警に審査を依頼していたことが発覚し問題にしている。その過程で今後は寄付金名簿を出さなくてよいと確約した。

10 宗教活動、政治活動の規制に関する要件に関する意見

- 活動をサポートしてくれる国会議員への個人的な寄付が制限された。
- 宗教活動・政治活動・関連する省庁への提言活動についての判断基準がよくわからない。

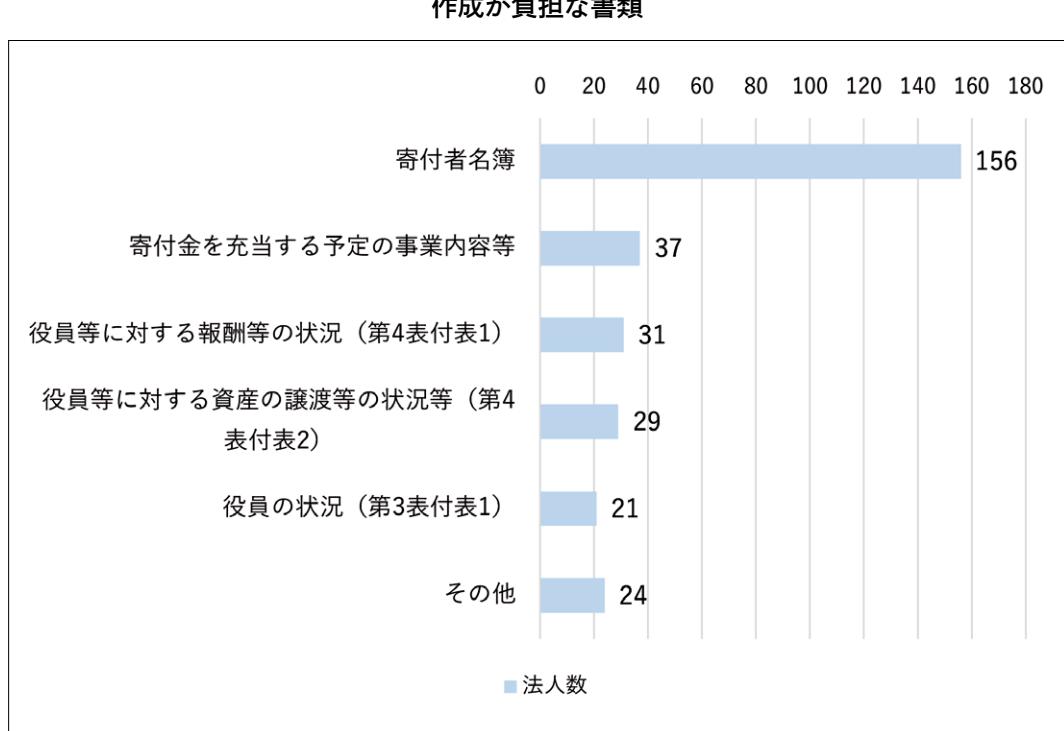
11 法令違反等の要件に関する意見

- 法令違反の判断基準が不明確である
- 最低限のチェックは必要だと思うものの、それに付帯した所轄庁のチェックが多過ぎるようと思える。

12 その他（上記以外）

- 特に無く、本会の活動を通常通り行い、基準を満たしていれば継続する。満たすかどうかを考慮した活動は行なっていない。
- 変更の必要を感じていない。

4-⑦：認定の申請・更新のうち、作成が負担であるものを選択してください。



4-⑦ 上記グラフ「その他」の回答

コメントの主なまとめ

- 1 NPO法54条「認定申請の添付書類および役員報酬規程等の備置き等及び閲覧」に規定されている書類（資産に関する事項、取引の内容に関する事項、寄付者に関する事項）に関するもの
 - 2 調査時の書類の事前準備に関するもの
 - 3 その他（上記以外）
-
- 1 NPO法54条「認定申請の添付書類および役員報酬規程等の備置き等及び閲覧」に規定されている書類（資産に関する事項、取引の内容に関する事項、寄付者に関する事項）に関するもの
 - 資産に関する事項の収益および費用の生ずる取引の上位5者
 - 取引内容に関する事項の作成。支払いの多い順に整理するのが手間。

2 調査時の書類の事前準備に関するもの

- 一般経理、経営に関する書類。
- 審査のためだけに全て印刷すること。データ、紙ベース両方どちらかを選択して調査出来るといい。ペーパーレスを普段推奨しているのに、調査の為に全て紙ベースは改善してほしい。
- 各種、税務・労務・会計等の手続きと証憑書類の保管、ファイリング。申請書類よりもそれを証明する書類がいかにスムーズに提示できるかが重要と考える。
- 領収書綴り。かさばるし、整理が面倒。
- 2回目以降の実地調査／5年分の経理書類を倉庫から出して会議室に運ぶなどスペースの問題等が大変。今回も段ボール20箱を運んだので。

3 その他（上記以外）

- 各書類作成はそれほど負担ではありませんが、全体のボリュームが多く、修正などでたびたび所轄官庁とやりとりする手間と時間が大変です。
- ボランティア活動報告。点訳、音訳等は毎日の活動ですし、自宅での作業も多いので、実態数を把握するのに苦労しています。
- 海外への送金など。次回の報告で記載が必要となります。今後NPOの活動として増える見込みです。活動が増えると内訳が多くなり、上位の金額としても整理が必要なため、負担が大きくなりそうです。為替や支払先の銀行、使途によって記載の必要性を示してもらうと、絞って記載することができます。
- 認定の更新時に困らないようにしたいが体験してみないと分からない。まず、（認定ではなく一般の）NPO法人の事業報告書作成にエネルギーを費してしまっているので、従前からの様式を変えていきたい。今の時代に合うように、視覚的に見やすく、簡潔にし、動画を入れるなど。

4-⑦-理由

コメントの主なまとめ

- 1 寄付者名簿の作成が負担である理由
- 2 役員の状況（第3表付表1）の作成が負担である理由
- 3 役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）の作成が負担である理由
- 4 役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）の作成が負担である理由
- 5 役員等全般に係る事項（上記に重複するもの）について

6 寄付金を充当する予定の事業内容等の作成が負担である理由

7 全体に作成が負担であるものとする理由

1 寄付者名簿の作成が負担である理由

1 の理由の主なまとめ

- 1.1 (寄付者が多いため) 事務コストが膨大である
- 1.2 名簿情報の住所管理等が煩雑である
- 1.3 統一された名簿様式について
- 1.4 寄付者を確定・抽出すること
- 1.5 会計書類との照合について（入金データや領収書等の突合）
- 1.6 個人情報を取扱うことについて
- 1.7 名寄せや役員の親族等をチェックすること
- 1.8 その他（上記以外）

1.1 (寄付者が多いため) 事務コストが膨大である

- すべてを紙で保管することは寄付者数を考えると現実的ではないです。
- 毎年100名（以上）分の確認作業に時間が取られる
- 寄付者の人数が膨大なため、作成に時間がかかる
- 数が多いため、認定申請用に整える作業負担が大きい。
- 寄付者数が増えるとその分作成する負担が増える。
- 毎年作成すれば良いのだが、日常の業務に追われて作成していなかった。5年分まとめて作成したため。
- リスト作りが結構大変。
- 過去に遡って資料をコピーするのが大変。2023年度からは入金の都度、転記するよう変更。
- 前回に限り、前任者の傷病の為、新たに名簿を作成した。他の仕事を平行してやるので、3ヶ月を要してしまった。
- 他の目的で使わない書類で、作成に時間がかかる為。
- 煩雑で作成に時間を要する。
- 認定に該当しない寄付者を除く作業に手間がかかる。
- 集計などに時間を要するため。
- どの書類の作成が負担というより、手続き全体が平常業務外のため負担です。
- 遡って作る必要があるため、ソフトを使ってないため。

1.2 名簿情報の住所管理等が煩雑である

- 数が多くなり、名簿を作ると、その管理に非常に気を遣うから
- 寄付者が多い為、確認作業が煩雑であるため
- 名簿の整備がいつも大変であるため
- 氏名、住所、寄付日などの確認と管理に労力を使うため。
- 寄付者名や、寄付日、住所など、記入する情報が多い。
- 振込や現金のほか、近年ではネット経由で複数のコンテンツから寄付を募ることができます。かつ決済手段も増え寄付者名簿に必要な情報管理（整理）が煩雑になっていきます。
- 漢字等に誤りがあったりしたから
- 必須項目ですから誤りがないように気を使う
- 寄付時点と現住所の違いを管理するのがなかなか煩雑。最新の情報に更新しがちなので。
- 寄付者名簿は人数が多く、住所更新が必要だが寄付者からなかなか連絡が来ないため、それらの管理にかかる人件費が膨らむ。
- マンスリー会員も寄付日毎に行が増えてしまう。住所の変更などがあった場合にその時点から寄付者名簿も変更してほしいと言われるが、寄付者からの申し出が無ければわからない。
- 指摘事項の中で住所がちがいます、というのがあり、領収書発行時とデータ整備時とデータが違うことがあるため。
- 氏名・住所の記載がないと寄付者としてカウントされないため、寄付者の住所等に不備がないかの確認作業が煩雑
- 情報が多くかつ正確性が問われるため
- 寄付者全員の住所等の打ち込みが大変時間を要しています。
- 正確な住所を確認する作業が大変
- 細かな管理が必要になる。

1.3 統一された名簿様式について

- 寄付者名簿について、統一フォーマットで作成する必要性が感じられない。支援者情報がそれぞれの団体で正しいフローで管理されているかを確認するので良さそうに感じる。
- 寄付者名簿は書式が決まっているため、月に一度等、年に何度も寄付をしてくださっている方を何度も表記する必要がある。人別で寄付日と合計金額を明記すれば良い等、書式に柔軟性が欲しい。
- 会計に寄付者の名前を記入しており、提出用であらたに作成が負担。

- 名簿の書式をもう少し自由度を高めてほしい。あとは単純に集計作業が大変。
- 寄付者名簿は寄付者が増えてきて、エクセルの書式に落とし込むことが大変だから。ただし、システム導入により、寄付者名簿作成はかなり楽になりました。
- 二種の名簿が必要とされているが、受領日時系列の名簿のみで対処してほしい。五十音順を作成することが必要か？
- 寄付者名簿は認定になった後、寄付者や住民税控除のため自治体には毎年で提出し、認定の際には事業年度で提出するため作成が二重に必要であることと、毎月の寄付者さんが多いので、作成がやや負担に感じています
- データベースを持っているので、それを閲覧して確認してもらいたい。紙出力は勘弁してほしい。
- 現在民間企業の寄付決済サービスを利用しておらず、それを使用して寄付者名簿を作成することができるものの、所轄庁が指定している様式とは異なるため作成が二度手間になっている。
- ワードはやめてエクセルにしてほしい。そもそもダウンロードした書式を使う形式をやめてほしい。
- 法人内が日々の運営で使っているデータがそのまま使えず、認定更新のためにわざわざ作る必要があり、大変負担。
- 寄付情報は都度、経理システムに入力しているが、そのデータを編集して、指定の形式にして提出しないといけないため。
- 日にち、金額、住所の記載が必須で、100人以上の寄付者の処理を手作業で確認するのは時間がかかる。
- 所轄庁の指定書式での作成が面倒なため。

1.4 寄付者を確定・抽出すること

- 量も多いし、対象となる寄付の基準があいまいなところもあり作成が大変。
- PSTの判定に時間がかかるため。
- 寄付件数が3,500件を超えていてPST基準・基準外に集計するのに時間を要する
- 対価性があるものは寄付にならないとしている部分で、対価性の判断が厳しいと感じるから。
- 重なりますが、口座への送金などが任意の寄付であることの裏付けが大変。
- 当法人は寄付金受領証明書のコピーをもってPSTの裏付け資料としているが、現地調査の際に、「寄付申込書はないのか？」と聞かれたことがあった。「本人が寄付したいという意志」を証明するものが欲しいと言われたが、「寄付している行為そのものが、その意志の表れであり、現実的にそのような資料は厳しい」と言つたらしぶしぶわかつてもらえたが、寄付者名簿そのものより、裏付け資料を整えること

が最も負担。

- 銀行振込の寄付の場合、寄付申込書がない人もいる
- 入金明細が会費か寄付か記載がない場合
- PSTのための3000円を超える寄付者の人数チェック。数万件の入金があるので、いきなり「この日の払込票」と言われても不可能。事前に確認方法を所轄庁と合意形成するのが大変。
- 募金箱や少額の寄付が多く、寄付者の人数が多いため。
- 年額3,000円に満たない、少額の毎月寄付の方も多いため。
- 物品寄付など少額寄付者が多いため
- 少額の寄付が多く、寄付をした方の名簿作成が大変である。
- 領収書を発行していない、イベントでの募金等についても寄付者名簿への記載が必要と指摘されているため。

1.5 会計書類との照合について（入金データや領収書等の突合）

- オンライン決済分のデータを集計する作業が煩雑であるため、あと同世帯の判断
- 認定後、インターネット上のクレジットカード払いを導入したが、管理が難しくなった。
- 更新の時には寄付者名簿が不要だったので、今は負担ではないが、申請時に苦労したのは寄付者名簿だった。PSTをクリアできる分の寄付者名簿だけであれば、負担ではないが、全部の寄付者を見せなければいけない事、また会計報告と数字が合っているものを準備しても、所轄庁からの指示を受けて、指示に従った名簿を作成しなければならなかったのは大変だった。（1万人以上の寄付者がいるので、入れても入れなくても認定の判断の結果には影響がないので、さらに不毛に感じた。またクレカ寄付の収入をどの年度に認めるかについて会計監査人と内閣府の理解の違いにより名簿を訂正しなければいけないのは、かなり面倒だった）
- クレジットが複雑。年度またぎの会費入金が20件くらいある。
- 会計基準は発生主義なのに、寄付者名簿は現金主義なので年度末に寄付を頂いた方の扱いが間違いやすいこと。
- 五年分の管理簿と、発行済寄付受領証の確認が大変だから
- 過去5年間分の記録と領収書の整合性を取るのが負担

1.6 個人情報を取扱うことについて

- 住所氏名等の個人情報の取り扱いや、名簿の作成そのものが負担であるため。
- 名簿情報の正確さ、個人情報の取扱い、名簿作成にかかる事務コストは大きい。
- 個人情報でもあるので管理権限を超えてスタッフが整理できず大変だった

- 寄付者に個人情報を提供してもらわないといけないこと。それに伴う事務の業務量が増える
- 個人情報の取扱いに気を使うため
- 個人情報の乱用
- 名簿情報の正確さ、個人情報の取扱い、名簿作成にかかる事務コストは大きい。

1.7 名寄せや役員の親族等をチェックすること

- 名寄せ、住所確認など、一定の手間がかかる。必要だと理解はしているが「負担であるもの」との質問でしたので。
- 役員の親族や同居のチェックすることが大変だった。
- 複数回寄付者が多数いるので、時系列で管理している寄付を同一人物で整理するところ
- 名寄せ作業に時間がかかる
- 名寄せが必要な件数が多い為、作業に時間がかかる
- 重複する名前などの確認が負担だった。
- 世帯管理等が手間
- 名寄せが煩雑。
- 複数回の寄付者のチェックが大変
- 同一世帯を合算するなど PST に対応した寄付者名簿を作成する必要がある
- 名寄せ等の作業が負担となっている
- 世帯ごとや複数回の寄付の方を名寄せしなくてはならないこと
- excel を使用して、並び替え、寄付者の重複のチェックなど、作業量が膨大なため。

1.8 その他（上記以外）

- 寄付者名簿を市町村別に作成してと言われた。給与計算は細かいと感じています。
- 所轄庁が確認するにあたり、当初テンプレートがなかったため、すり合わせが提出後になり、作成に時間がかかった点。
- 各市町村への報告が負担
- あまりにも詳細な調査に本来の活動が圧迫されるため
- 区切りが年度ではなく年だったため。

2 役員の状況（第3表付表1）の作成が負担である理由

- 役員会で、なかなか意見が出なかったり、まとまらなかったり・・
- 役員改正で認定期間に在籍していた者を全て管理記載するのはそこそこ負担です。
- 役員数が多いので。

- 役員の状況の表が窮屈で作成しづらい。わかりづらい
- 定期的に役員に確認することが大変
- 役員数が多いので、所属等の確認が大変。
- 役員改選を挟むと、就任、退任の把握などが煩雑だった。

3 役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）の作成が負担である理由

- 役員等に対する報酬等の状況…事業柄、役員や正会員への業務委託が多いため、作表が非常に細かくなる
- 今現在役員報酬はなしになっているが、将来的に報酬有にしたい。その報告も寄付者名簿同様作成が負担。
- 報酬等の状況は、記載に悩む部分があります。
- 「実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等」であること（提出日まで記載を求められ非常に手間がかかるし、提出日ギリギリにならないと書類が完成できない。過去5年間の決算期間の実績にして欲しい）
- 役員の講師派遣などをしているが、その1回ごとの金額と講師名を挙げるなどしなければならず、非常に煩雑な作業だった。
- 作成は負担ではないが、役員の給与を公開することについては、疑問がある。
- 在外事務所分を人数、金額を出すのが面倒
- 税務署・所轄に提出する決算で二重の手間がかかる上、各役員毎の報酬計算をしなおすことが負担
- 役員、社員、役員の3親等以内、職員、寄付者などの分け方で帳簿を洗い出し、組み合わせによって記載する手間が大変なため。
- 役員はボランティア程度の報酬を受けている者が多いので、作成が非常に煩雑。
- 使用人兼務役員が複数おり、税法などと別の対応が必要だったりする。

4 役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）の作成が負担である理由

- 第4表付表2については、寄付者との取引を記載するようになっており、寄付者数が年々増えるなか、特定するのが難しいと感じている。
- 物販事業をしており、非常に件数が多く5年間分を記載するのに40ページ以上を超えるリストになった。
- カウントする要件がわかりにくい。
- 5年間の経理を遡って、これは役員との取引、これは共益費、など整理する作業は大変です。納税証明の取得は費用負担も生じます。
- 「役務の提供」という言葉の曖昧さ。かき出すべきと判断した件数の多さ。

- 役職員が寄付をする場合も多々あり、それを確認する作業がたいへん。
- 該当者が多く、抽出に時間が必要であった。
- 役員の状況については異動の都度所轄に届出ている。4表付表2については謝金の件数が多いため集計作業量が多い。
- 役員等との取引が多い。また、取引先が役員等であるかの判定に手間がかかる。取引件数が少額な割に多い団体なので。

5 役員等全般に係る事項（上記に重複するもの）について

- 役員が多いため、遠方の役員もいるため
- 3人の理事が首っ引きで会計ソフトや年中活動のカレンダーから集計するのに、1日では終わらない。
- すでに退任された役員も多く過去の情報だったため、調べるのに時間を要しました
- 役員等に対する報酬等⇒議決権を有する必要から、職員に社員になってもらっていますが、今回の更新でその5年分の給与をすべて報告する必要がありました。以前は役員だけだったのですが、これはかなり負担でした。資産等の譲渡⇒社員が作業所の商品を買っていただくことが日常的にありますが、必要とわかってはいるものの、これを一件一件ピックアップする作業もかなり負担です。
- 役員の就任時期、期間などの記入が非常に煩瑣である。人によっては、間を空けて役員就任される方もあるし、年度と役員就任期間のズレがあってかなり確認をしなければならなかった。理事の中にはボランティアとして活動に参加される方もあり、その方への謝金なども資産の譲渡として報告したが、それが資産の譲渡にあたるのかどうか違和感があった。「資産の譲渡」の定義を分かりやすくしてもらえると書きやすい。
- 「役員等」の対象と「資産の譲渡等」の対象が広いので

6 寄付金を充当する予定の事業内容等の作成が負担である理由

- 海外より依頼による寄贈を原則としている予定の事業内容が見通せない。
- 特定の事業に寄付を受けているわけなく運営と事業全般に対する寄付がほとんどなので、線引きが難しい。
- 按分する作業がとても大変。
- 事業内容が行政の委託事業が主であり、充当の予定が立てづらい。
- 複数事象を展開している場合、部門にまたがって不足分を補填する形で寄付を充てるこもあり、計画段階では細かく明記できない部分もある。
- 寄付の活動項目が多いので、まとめる作業が必要。
- 寄付は、いろんな事業に充てているため。
- 全般にあたるため記入する必要があるのかどうか疑問である。

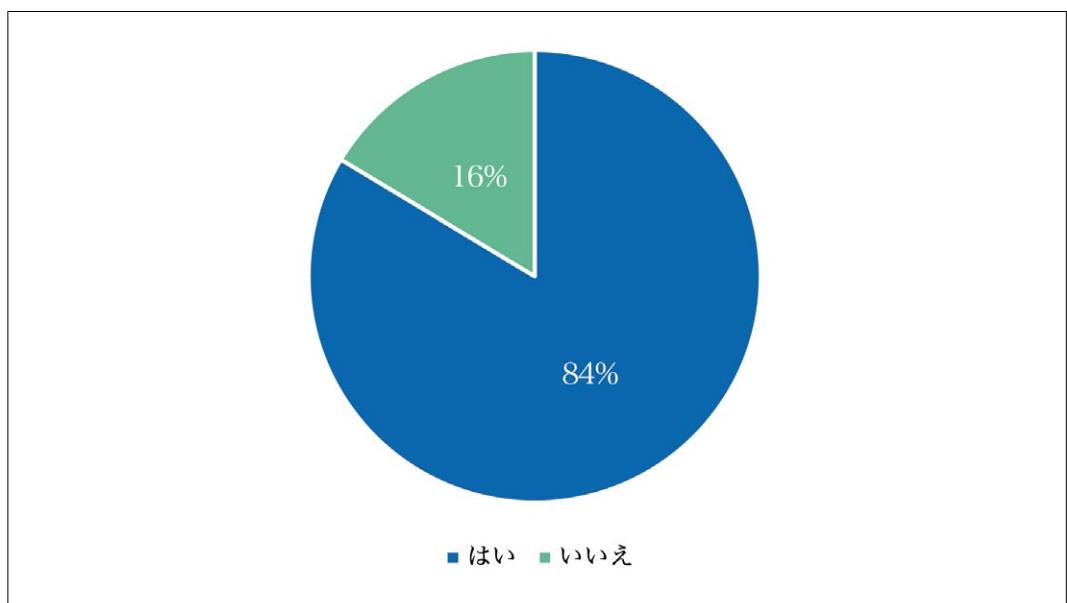
- 事業毎の寄付額は、認定の申請用に書類作成するから
- 全事業において赤字のため、目的寄付としてはいないので、記載しにくい。
- 認定申請時期と、事業計画立案時期とのズレがあるため。
- 募金箱や少額の寄付が多く、寄付者の人数が多いため。寄付の目的が明確でないものが多いため。
- 将来の見通しが持てない。
- 予定の事業内容等の詳細が未定である。

7 全体に作成が負担であるものとする理由

- NPO法人の人員体制はぎりぎりであり、事務的作業の煩瑣は避けたいことです。
- どの書類の作成が負担というより、手続き全体が平常業務外のため負担です。
- 作成時の組織体制が5年で変わる可能性が高く、過去年に遡る場合の管理が負担のため。
- 西暦での記載を認めてほしい。和暦だと分かりにくく団体側の保存文書として適さない。他の書類も同じことが言える。
- 全てにおいて、毎年度出しているものに関しては書類を簡略するなりしてほしい
- 内容を正確に伝えるための詳細情報をそろえることが必要なため
- 負担を感じていない
- 具体的な企画等を立案する必要があるためです。
- 通常の業務以上の、申請更新のための業務は行なっていない。

4-⑧：認定調査について2回目以降は書面審査にして欲しいと思いますか？

2回目以降、書面審査にして欲しいか



4-⑨：認定NPO法人の税制優遇制度を、より魅力的なものにするとしたらどのようなことを望みますか？

コメントの主なまとめ

- 1 税制優遇制度を拡大してほしい
- 2 税制優遇制度の仕組みを明瞭にしてほしい
- 3 寄付金控除額を増額し、寄付者のメリットを増やしてほしい
- 4 寄付金控除等手続の簡素化をしてほしい
- 5 返礼品を認めてほしい
- 6 PDF領収書の発行などの簡素化を認めてほしい
- 7 みなし寄付金制度を拡充したい
- 8 認定NPO法人への寄付メリットを継続して広報する必要がある
- 9 寄付者が住む都道府県に限定されず所得税のように全国で控除を受けられるようにしてほしい
- 10 認定NPO法人が負担する消費税を減免してほしい
- 11 相続財産による税制優遇の条件を緩和してほしい

- 12 遺贈が促進される制度を拡充してほしい
- 13 法人税の優遇税制について
- 14 その他の税制優遇について
- 15 ボランティア活動に対する優遇税制を創設してほしい
- 16 クレジットカード決済における寄付日付について
- 17 その他（上記以外）

1 税制優遇制度を拡大してほしい

- 税制優遇の割合をさらに上げる。潜在寄付者が持つ余剰資金や休眠預金の寄付がさらに活性化される
- NPOの社会的役割や貢献を積極的に位置付け、税制優遇を拡大して欲しい。認定を受けることで活用できる公的受託事業や受けやすくするとともに、民間から寄付を受けやすくするインセンティブを高めてほしい。
- 特別の優遇制度を設けて欲しい
- ふるさと納税など他の制度と比較されてしまうと、優遇のインパクトが小さいという印象を受けるのではないかと懸念している。
- 社会福祉法人（学校法人や宗教法人など）と同等にしてほしい
- ふるさと納税と同じ優遇をしてほしいです。ふるさと納税と比較するとどうしても寄付者側へのメリットが弱くなるのが気になります。
- ふるさと納税と同等の優遇割合にしてほしい。
- 社会福祉法人に対しての優遇と同程度にすること
- 優遇の枠を広げる
- 行政への寄付と同じくらい優遇されること
- 税制優遇制度を利用するため配偶者の氏名で寄付される方がいらっしゃいます。気持ちのある方が本人の名前で寄付をして、世帯で税控除が受けられるようにして欲しいです。
- 税金優遇措置がもっと受けられるようにする
- ふるさと納税並みにすること

2 税制優遇制度の仕組みを明瞭にしてほしい

- ふるさと納税のようなわかりやすさがもっとあって良いように思う。申請と更新の手間が大きい割には寄付にすぐに繋がるわけではない。更新の間隔を伸ばす、書面での更新としてほしい。
- 仕組みの説明が煩雑なので、ふるさと納税のような分かりやすさがあると良いと思う。
- わかりやすい内容にしてほしい

③ 寄付金控除額を増額し、寄付者のメリットを増やしてほしい

- 2000円以下でも税金控除となると寄付しやすくなる
- 税制優遇のみでは、返礼品がプラスされる「ふるさと納税」寄付の方が魅力がある。差が生まれる税率が必要。
- 税控除が受けられる割合を増やす。
- ふるさと納税並の控除
- 寄付金額の半額（もっと少額で構わないが）でも税額から引くと寄付しやすくなると思われる。
- 税額控除率のアップ
- 寄付限度額の緩和
- 控除枠の拡大。
- もう少し税制優遇、還元率をアップ。
- なんといっても、寄付した額相当の税額控除が受けられるようになることが重要ではないかと思います。- 2000円して40%という制限があることで、公益法人はとても損をしていますし、その法人を心から応援したいと思ってくださっている方々にも失礼な気持ちになります。
- 控除下限額（2,000円）をなくす。
- 法人税等の減免、寄付者への税額控除の更なる優遇
- ふるさと納税並の税控除になれば魅力的に思います。
- ふるさと納税と較べて、寄付の基準が厳しすぎ、NPOを育てる施策であるべき。
- ふるさと納税と実質的に同等の還元率、または返礼品の設定など
- 控除額の拡充
- (個人)寄付の全額を控除対象とする(法人)寄付金のすべてを損金算入することができる
- 優遇率のアップ
- 寄付金控除額の増額、損金参入枠の増額
- 税金への割引率をあげる
- 税額控除の割合が50～60%くらいあると良い
- 法人税法上の公益法人扱いにすること。
- 寄付金から2,000円を差し引かず、全額寄付金から2,000円を差し引かず、全額寄付金控除額とする。
- 所得税額の4分の一より超えない部分の控除、ではなく、寄付額の40%を税額控除できるようになればいいかと思います。
- 寄付金控除の拡大（所得税、住民税とも）
- 寄付に対する控除額をアップして欲しい
- 寄付者への寄付控除を?増やす

- 「ふるさと納税」よりも、税控除を大きくしてほしい。
- 控除額がアップするような算出
- 納税額の25%までという制限を50%まで等増やしてほしい。寄付額の40%+10%という上限をもっと上げて欲しい。
- 【税額控除の拡大および寄付の上限撤廃または引き上げ】 現在の税制では、寄付金額に応じて一定の税額控除が設定されています。この控除率を上げることで、寄付を行うインセンティブを強化できる。特に「ふるさと納税制度」との官民格差が大きいため、控除率の一定の引き上げと、上限の引き上げにより多くの寄付が促進される可能性があります。現在の税制では、寄付金額に応じて一定の税額控除が設定されています。この控除率を上げることで、寄付を行うインセンティブを強化できる。特に「ふるさと納税制度」との官民格差が大きいため、控除率の一定の引き上げと、上限の引き上げにより多くの寄付が促進される可能性があります。
- 税制控除のパーセンテージを上げ、西洋のようにとまでは行かずとも、寄付文化を促進する流れを望んでいます。
- 免税枠を40%から50%に引き上げてほしい。

4 寄付金控除等手続の簡素化をしてほしい

- 寄付金控除を受けるための手続きが簡素化されることを望みます。
- 寄付者へのリターンの緩和。ふるさと納税などを参考に、寄付が気軽にできる仕組みがよい。
- 寄付される方に魅力を伝えていますが、予測される控除額の算出は寄付者に確認しないと算出出来ない面があり、訴求力あるデータを提示出来ない・・
- 認定NPO法人への寄付による確定申告が面倒と言うことがあるので、ふるさと納税のように、確定申告が不要、あるいは簡易にしてもらいたい。
- 府や市へ寄付金指定申請書を提出しなくても認定となった時点で全国の寄付を頂いた方の税制優遇措置を行って頂けたら、全国の人に寄付をしていただきやすくなる。
- 寄付者が控除手続きで迷わないように。※問い合わせがくることがある
- 控除手続きの簡略化
- 県市民税等の減免を自動的に行ってほしい。
- その制度自体が社会福祉法人や公益財団法人などに比べるとまだまだ認知されていないと感じるので、その広報が必要ということと、確定申告が必要というハードルがかなり高いように思います。
- 確定申告が不要で税控除が可能になること。※ふるさと納税のワンストップ特例のような制度を想定。
- ふるさと納税のワンストップ特例のような、寄付者に利便性の高い制度の導入

- 税控除の手続きを、確定申告以外（年末調整等）で実施可能にする
- 寄付金控除の簡素化を望みます
- 寄付により所得税等の軽減ができるメリットが国民に行き渡っていない。寄付をしてくれた方も確定申告が面倒でこの制度の利用が少ない。年末調整で寄付全額を所得控除して頂きたい。
- ふるさと納税のように確定申告なしにワンストップ特例申請があると良い
- 複雑な計算方式ではなく全額所得控除にしたら良いと思います。
- ふるさと納税のワンストップ特例制度のような寄付者の事務負担軽減

5 返礼品を認めてほしい

- ふるさと納税と同じぐらいの寄付者への返戻が認められればいいと思う。
- 認定資格をもつと支援者（特定者）にお返しができないなど制限が多くて、ふるさと納税など他の税制優遇制度に負けてしまうのではないかと思う。

6 PDF領収書の発行などの簡素化を認めてほしい

- PDF領収書の発行などの簡素化
- 寄付金受領証明書を電子交付する手続が複雑すぎるので簡便にしていただきたい。寄付金控除割合の引上げ。

7 みなし寄付金制度を拡充したい

- みなし寄付金を利用しても優遇であると感じられない。
- みなし寄付金の損金算入限度額の拡大
- みなし寄付金の上限を上げる、認定NPOとしてのまとまった広報活動など

8 認定NPO法人への寄付メリットを継続して広報する必要がある

- 国が税制優遇制度を、周知してサポートしてほしい
- 税制優遇制度の周知
- 全体的な認知度の向上
- 取得団体の紹介、比較検討できる冊子、サイトの開設
- 認定NPO法人が有する税制優遇制度を税務署署員でも知らない、ましてや行政職員も。認定NPO法人そのものを社会に認知してもらうことから始める必要があると思います。
- もっと広く伝えられてくれたらしいと思う
- わかりやすい説明があると魅力がより伝わる。
- 寄付の優遇そのものをもっと知っていただくことが大事だと思います
- 企業への周知活動をさらに進めてほしい

- 税制優遇制度の分かりやすいリーフレットなど、法人で配布できるツールがほしい
- その制度自体が社会福祉法人や公益財団法人などに比べるとまだまだ認知されていないと感じるので、その広報が必要ということと、確定申告が必要というハードルがかなり高いように思います。
- 知らない方が多いので、ふるさと納税並に広報してほしい
- 税制優遇制度を活用してもらえるように、申請方法を学ぶ
- 行政がもっとその制度アピールする、高齢者向けに発信する、など
- 国民への周知（認定制度どころかNPO法人のことを知らない人が多い）
- 税制優遇制度をわかりやすく拡散してほしい。
- 広く一般に税制優遇制度を知らしめてもらえればと思う
- 認定NPOへの寄付による税制優遇についての寄付先へ説明するための書面を所轄官庁からもらえると助かります。
- メディアなどで、更に広く周知いただけたとありがたい
- 周知あるのみ
- ふるさと納税の返礼品などのニュースはよくやっている一方、NPOへ寄付はあまり見かけない。メディアでももう少し取り上げてほしい。
- 一般の人、特に若い人に知ってほしい。寄付は未来への投資であり、お給料の一部を寄付することがあたりまえになってほしい。
- 優遇措置制度があることで、寄付が増えるということは日々実感できていない。活動に賛同して寄付してくださる理由が大きいので、活動内容も含めてPRする必要があると思う。
- ふるさと納税に負けず、かつ「意識高い系」と忌避されないようなアピール。税制優遇制度自体のことは、自分が優遇制度を活用しきれていないので、良し悪しの感覚もよくわからない。
- 認定NPO法人の制度と税制優遇の広報を行政が今以上に周知させて欲しい
- 税制の優遇制度があることを広く国民にアピールしてほしい
- 周知されること
- 4-11にある市民に対する認定NPO法人に関する情報発信と広報を充実させる。通常のNPO法人とは異なり、より公益性をもっていることをアピールできるため
- もっと周知して欲しい
- 認定NPO法人とNPO法人の違いが一般の方にも分かるようにもっともっと広報して欲しい。
- ふるさと納税での返礼品の代わりに、認定NPOが価値創出や課題解決を行っている旨のアピール
- 市民に対してわかりやすい広報を行政サイドで行って欲しい

- 制度自体の広報の強化。
- 自治体から活動紹介をしていただくこと。

9 寄付者が住む都道府県に限定されず所得税のように全国で控除を受けられるようにしてほしい

- 住民税に関して、寄付者が住む都道府県に限定されず所得税のように全国で控除を受けられるようにしてほしい
- 所得税と同様に、住んでいる自治体に関係なく地方税も全額控除される。
- 県認証のみなので、市民税控除対象にする、運動していただけと、もっと受益者地域住民の協力を得やすい
- ふるさと納税と同様に寄付ポータルサイトや、確定申告手続きの簡略化、住民税控除の拡大

10 認定NPO法人が負担する消費税を減免してほしい

- 認定NPO法人が負担する消費税についても優遇があればいい。
- 行政からの委託事業は公的サービスであり公的委託金は消費税非課税の優遇が導入されることを望みます。委託金は減額の傾向にあるのに、消費税が含まれ消費税率が上がることで事業費を逼迫しています。
- 消費税の減免

11 相続財産による税制優遇の条件を緩和してほしい

- NPOの長期的発展の展望が描けるように、相続財産による寄付の税制優遇について、2年で使い切らなければならないことの制限をもっと緩やかにしてほしいです。
- 特例認定においても、相続の寄付に対する優遇措置を認めていただきたい。

12 遺贈が促進される制度を拡充してほしい

- 高齢社会、独居老人の増加により、今後さらに遺贈の需要が見込まれるので、生前贈与などの控除拡充、遺言手続などの負担の軽減などがあれば良いと思う。

13 法人税の優遇税制について

- 委託事業に対する法人税の減免等をしてほしい。
- 法人税等の減額。
- 企業からの寄付金も税金控除対象に。
- 寄付者、特に企業寄付に関する優遇をもっと魅力的なものにしてほしい。

14 その他の税制優遇について

- 社会福祉法人と同じように土地取得にかかる税金の免除
- 土地取得の取得税の免除
- 相続税で寄付者がプラスになると聞いているが、不動産取得税や固定資産税なども優遇されると良いと思う。

15 ボランティア活動に対する優遇税制を創設してほしい

- 寄付者だけでなく、寄付の支出はないがボランティアで協力した人にも、一定の基準のもと優遇税制措置の適用があれば、事業活動が活発になると思う。

16 クレジットカード決済における寄付日付について

- ふるさと納税のように、クレジットカードの決済時点で寄付としてほしい。団体への着金日が寄付日のため、年末の呼びかけで駆け込み寄付を促しづらい。

17 その他（上記以外）

- ふるさと納税のようなインパクトのある仕組みが認められること
- 企業からの寄付を増やしていくために、企業と認定NPO法人のマッチングの機会を作っていく
- 寄付額が少ないのであまり期待していない
- 実感がまだない
- 現状満足している
- 税制優遇が絡むと一定のチェックが必要であるのは当然だが、法人側の事務負担が極力少なくなると良い。また、寄付金控除の比率をもっと高めても良いのではないか。
- ふるさと納税や第三者評価など、認定制度の意義を毀損する制度をなくすこと
- 法人市民税減免申請を不要にすべきだと思う
- 認定を受けるよりも続けるPSTのハードル等も高いため、要件緩和していただくことが一番
- 税制優遇制度はこのままでもいいと思いますが、(そもそも職員の生活が困っていない)行政の実施する「ふるさと納税」と同等の制度にする方がいいと感じます
- 認定NPO法人のメリットより、申請までのハードルの高さや、その後の維持の大変さが負担になって、認定を取ろうという気持ちになれないと思う。制度や手続きがわかりやすくなると、もっと申請しようとする法人が増えると思う。
- 公益法人のように利息も非課税にしてほしい。
- 寄付者に対して、ふるさと納税と同程度の返礼品を渡した場合も、寄付者にカウントできるようにしてほしい。

- 認定NPOへの寄付金で、寄付証明書の存在を忘れ確定申告てしまい、後日訂正申告をした際、全額控除の対象にならない旨の判断をされた。所得等の過少申告の場合は追徴課税されるのに、還付申告はダメとは如何なものかと思う。
- 「直接の反対給付」の判断基準の見直し
- ふるさと納税先や、誘致、助成金申請の候補に優先的になれば
- ふるさと納税をなくす。
- わからないことがいっぱい、まずはやってみることに必死。
- ふるさと納税との差別化
- ふるさと納税が障壁になっている

4-⑩：認定NPO法人制度をもっと魅力的な制度にするためのアイデアがあればお聞かせください

コメントの主なまとめ

- 1 認定NPO法人制度のプロモーション
- 2 税制優遇以外のメリットを付与する
- 3 税制優遇措置を緩和
- 4 繙きや要件等の簡素化
- 5 その他（上記以外）

1 認定NPO法人制度のプロモーション

- この制度を地域社会に認知させるためには、行政全体がその評価を高める仕組みづくりが必要ではないでしょうか。
- そもそも、一般の方は、認定の意味が分からぬ方が多く、特定の方が上なんじゃないの？と言われる始末。
- ふるさと納税と一緒にプロモーションする
- まず前段として寄付やボランティア文化の醸成が必要で、その上で認定NPOの存在と「認定」が何を意味するのかをもっと周知できるような社会的な機会があると良い
- 全国の認定NPO法人が費用を出し合って、寄付呼びかけのチラシなどを作る。他には、税制優遇についてわかりやすく説明したリーフレットなど。
- フェアの開催など？
- マスコミに取り上げてもらうなど、広報に力を入れていく
- 世間にはNPO法人、NPO団体の金銭管理に関する不信感があるように感じる。認証と認定の違いが世間にもっと広まるといいと思う。

- 国主催の認定NPO関係者の集いの開催
- 社会的に見て、NPO法人への寄付がまだまだメジャーな選択肢となっていない（赤い羽根共同募金や社会福祉法人への寄付の方が多い）。寄付によるメリットをもっとわかりやすく啓発・周知していく必要があると思う。
- 統一した認定マークなどがあると名刺などに表示してアピールできるのではないか。
- 自治体からいろんなイベントなどの要請をしてもらえるなどの認知度を広げる場を無償で提供してもらえる
- 認定NPO法人が、いかに厳しい認定基準をクリアできて認証されたかについて、もっと所管庁も含めてPRする。
- 認定NPO法人が寄付控除の対象であるという事をもっと世の中に広めて欲しい。
- 個々にアピールするのではなく、赤い羽根共同募金のように、全国的なキャンペーンで周知する。
- 寄付控除があるというNPOだという事をPRするキャンペーンなど
- 審査会とは別の、民間の組織体がコーディネーター等を配置し、寄付のPRを専業的に行う
- 市民に対して認知度をあげること、そのための広報と情報発信
- 書類の簡略化、認定NPOを社会に周知させる（広報活動）
- 認定NPO法人の制度を世間一般に周知するために認定NPO法人のイベント等を開催して欲しい
- 認定NPO法人への寄付による税制優遇の周知・告知が進むこと、税務申請時などに広い周知が行われること
- 認定NPO自体を理解してもらうための広報（HP、YouTube動画、Instagramなど）、認定NPOの紹介
- 認定を取得するだけでは寄付は増加しない。寄付者にとっての魅力、メリットを多くの個人、法人に知ってもらいたい。
- 市町村等の行政が、積極的に認定NPOを広報し、市民に広くその活動を周知する。
- 認定NPOについての認知度を高めると良いと思います。また、各自治体内だけでなく、全国的に横断で活動メンバーがいる場合についても何らかの優遇が欲しいです。
- 別にないがアピールをして欲しい。
- 制度のパンフレットを作成し企業や個人への訪問を増やしたい。

2 税制優遇以外のメリットを付与する

- 企業が寄付を行った際に、その企業の社会貢献活動としての認知度を高めるためのインセンティブ
- ふるさと納税など、全国の人が指定寄付を出来るような制度工夫

- ふるさと納税の宛先として地元の認定NPO法人への寄付をメニューに加える等
- 一定年限継続した認定法人に信用状（社会貢献賞のようなもの）を与えて励ましてほしい。非営利活動をほぼボランティア活動で成立させているので。
- 各種行政・民間委託事業や助成金でのインセンティブ（書類作成が少なくてすむ、基礎点が追加されるなど）
- 助成金申請の簡素化や採択率アップ
- 本事業所は障害者の就労支援事業を行っているが、公的事業の優先発注の推進と、新規の政策提案を積極的に採択する仕組みづくりを願いたい
- 現状補助金の申請ができないモノがあるので全て申請できるようにしてほしい。融資を受けやすくして欲しい。現状では融資の審査が通らない
- 融資の金利の優遇（国関連の金融機関など）。
- 認定NPO法人が税制以外に優遇されるような（例えば、特別にアピールの場が設けられるなど）仕組み
- 認定NPO法人でないとできない手続き、助成等を増やして独占できるようにすること。
- 認定NPO法人としてより適切に管理・運営し、永年継続されている団体に対して、優良法人としての称号を与える等する。そうすることで「認定NPO法人」認定後も、更に適切な管理・運営に心掛けることになり、寄付者側もより安心して支援できるようになると考えます。
- 認定NPO法人の資格を持っていることが、いろいろな手続きの削減になると嬉しい。
- 認定を受けている法人には、加算が付く。
- 賛助会員や寄付者にも、活動に参加する権利を持っていただきたい、認定法人への寄付者には、社会的ななんらかの表彰を受けられる確率が上がるといった特典があることではないでしょうか。

3 税制優遇措置を緩和

- 25%の所得税の上限を緩和して税額控除の場合、寄付額 - 2000円が控除額にする方が、広報しやすい。
- NPOや寄付者からともに、認定とはイコール税制優遇なのだから、もっとNPOへの寄付を促す制度にしてもらいたい。
- もう少し税制優遇、還元率をアップ。
- 優遇措置を寄付者が選択できるよう、選択肢を増やしてもらいたい
- 優遇率のアップ
- 寄付控除の比率／額をもっと高くすること
- 寄付金の所得税控除をより有利に
- 市民税県民税の減免

- 控除できる割合を増やすことと、より多くの団体が認定をとることで寄付先として選択肢が増えることが望ましい。
- 法人税半額など。認定NPO同士での協会けんぽ的なもの（福利厚生）。外国人観光者の寄付先に国として進めるなど
- 認定NPO法人に①税の優遇措置を適用、②国・自治体の助成金・補助金等に一定率を上乗せ、等々
- 規模の小さい法人への寄付金控除額を大きくする

4 手続きや要件等の簡素化

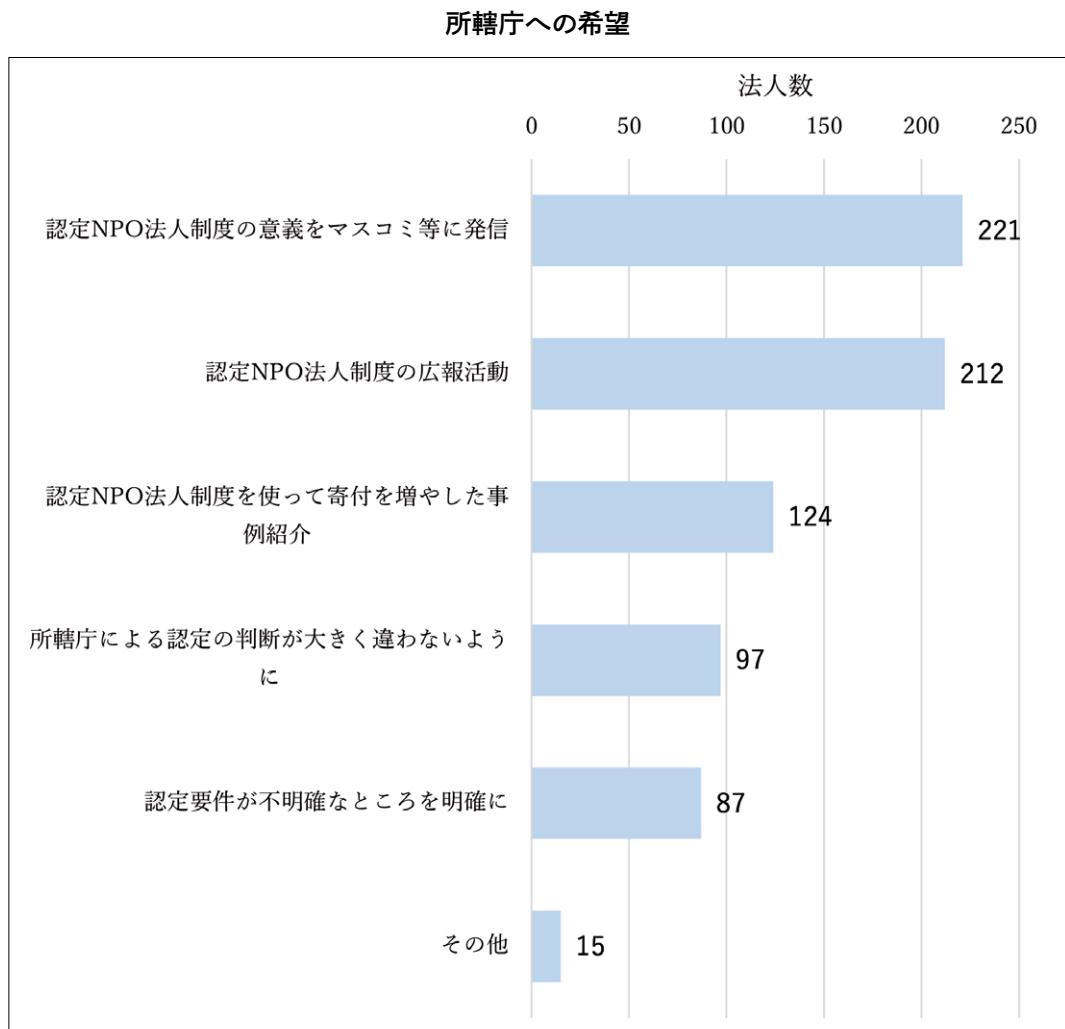
- PST判定基準の緩和。
- 審査の簡略化
- そもそも認定を取得しやすくすべき。そのための初回審査基準の改訂が必要。現状は、「既に相当程度寄付金を集められている団体」しか認定されない。
- ふるさと納税と同様に確定申告を簡単にほしい。電子寄付領収書発行システムの導入コストが高く、導入が難しい現状があるため、どのNPOであっても使えるシステムがあれば有難い。電子寄付領収書を個別の法人ごとではなく、一律で発行できるシステムにすることで、より寄付者にとっても領収書の受領コストがかからず結果的に寄付のしやすさに繋がる。
- ふるさと納税のような簡易な手続き
- 当法人の所轄庁ではボランティアを寄付者としてカウントしてくれています。それが実際にあった方法と思っています。他府県の方はそれを羨ましがります。国の制度とすべきと思います。
- 可能であれば少なくとも会社員は年末調整で処理できると良いと思います。
- 各種書類の電子申請システムの整備
- 現行の制度だと認定取得のハードルが極めて高い。制度自体は魅力的な一方、認定取得団体は1,000団体弱。現状では認定取得のハードルが高い
- 申請が簡単になり、気軽に利用できる制度になること
- 認定のハードルを下げ、認定NPO法人数を増やして欲しい。所轄庁間での審査の不公平感がないようにしてもらいたい。所轄庁は、認定NPO法人を落とすように、ではなく増やすような動きをしてもらいたい。
- 認定更新作業に力を削がれ活動に支障が出ることがないようにしてほしい。
- 認定NPOに対してのルールを所轄庁の裁量ではなく、内閣府がもっとハッキリ明示して欲しいです。
- 認定NPO法人の報告書類の簡素化と寄付者の確定申告をスムーズに行える仕組み

5 その他（上記以外）

- 4-⑨と同じ。また、都道府県によって審査がゆるそうなところがあり、認定の信頼を損なっている。
- ふるさと納税が魅力的すぎるので、同じように対価性もオープンにしてほしい
- ふるさと納税により寄付文化の醸成が間違った方向に向かっているためなかなか難しいが、寄付により社会が変えられることを次世代が学ぶ機会が多くあるとよい。
- ふるさと納税のような仕組み、認定NPO法人の寄付通販サイト
- ふるさと納税のように寄付のお礼などで物品をお渡しする分についても税制優遇やPSTの対象として欲しい。
- ふるさと納税のように返礼品を認めていただければ話題になると思います。
- ふるさと納税の宛先として地元の認定NPO法人への寄付をメニューに加える等
- ふるさと納税は寄付ではないと力説している関係者（NPO業界のインフルエンサー）がいるが、そんなことは止めていただきたい。国が返礼品を認めるならば、認定NPO法人もそのようにしてほしい。理想論ばかり語って、寄付が増えないNPOにして何になるのか？課題解決のために資金が必要なのに。
- ふるさと納税をやめてほしい。返礼品が当たり前になってしまった。販売事業をしていないので返礼するものがない。
- アメリカのようとする
- グッズの贈呈。スタンプラリーのような形式で複数の認定NPOを巡ると景品がもらえるとか。
- 一般の方の認知度が低いので、何とかなると良いですが、アイデアはありません
- 事業が伸びないとメリットが少ない
- 事業収入があるNPOがもっと認定を受けやすくなればいいと思います。
- 他のNPOとの差別化
- 取得するNPOが少なすぎる。いい活動をしている団体も最近は一般社団などの法人格が多いと感じる。
- 大規模NPOに適した上位制度を作る。
- 寄付者にニュースレターや寄付受領証明などを送る時の切手代に補助をつける。
- 所轄の認定NPOへの寄付もふるさと納税の扱いとし、自治体から返礼品を出すなど、そもそも寄付社会を作るための支援があるべき。
- 所轄庁が遠いので、行政から必要な声を聴きにくい状況にあります。県で管理してくださっていることで、利点もたくさんありますが、市町村で管轄してくださるとコミュニケーションを取りやすくなります。
- 巨大な行政組織の中では、NPOと連携して事業を行う部門と乖離していると、認定事務部門が自ずと「権力行政化」してしまう。

- 特に浮かばないが、NPO法人が胡散臭いと世間的に思われている節もあるので、その点理解してもらいたい
- 特定非営利活動法人全てが認定されてもいいのでは。
- 税制優遇だけでなく、活動そのものに焦点を当てたい
- 税制優遇だけではなく、当法人においてはご寄付いただいた方へ報告書等で情報発信が出来れば寄付者にとっても魅力的になると思う。
- 税制控除の仕組みをお伝えしても、企業によって金額が変わるため、説明しにくいので、説明しやすいような資料があればうれしいです。
- 積極的にTVのCMで寄付への注意喚起をお願いしたい。
- 認定NPOの事務負担の大きさが気になるのでその軽減ができればよいと思います。
- 認定NPOを取得しやすくする。
- 認定NPO制度について学ぶ場を作る
- 認定NPO法人として取り組むべきこと、取り組むと良いことなど勉強会の開催。ファンドレイジングの支援があると良い。
- 認定NPO法人の横断的な繋がりを構築する。
- 認定NPO法人の活動に対し、行政からの支援を期待したい
- 認定取得に対して「労多くして益少なし」感が強い

4-⑪：寄付が増えるための環境整備として、内閣府や所轄庁に望むことはありますか？



4-⑪ 上記グラフ「その他」の回答

コメントの主なまとめ

- 1 NPOに対する誤解や不信感の払しょく
- 2 デジタル化の推進
- 3 認定NPO法人のためのサイトやツールの整備
- 4 税制や制度の改善
- 5 広報活動
- 6 その他（上記以外）

1 NPOに対する誤解や不信感の払しょく

- NPOに対する誤解（NPOはお金を儲けてはいけないなど）や不信感（信用できないなど）を持たれているなど感じることもあります。

2 デジタル化の推進

- デジタル化を進めてほしい

3 認定NPO法人のためのサイトやツールの整備

- ふるさと納税サイトのようなものを作ってほしい。
- パンフレットやチラシなどのほか、団体で寄付者への説明に利用できるツールの整備をしてほしい。

4 税制や制度の改善

- もう少し税制優遇、還元率をアップ。
- お礼の品を認めてほしい。
- 寄付者の確定申告をスムーズに行える仕組み
- 絶対値基準の人数を下げてほしい。
- 認定NPOへの寄付は、米国などと同様に、寄付額がすべて税額控除になるよう、制度改正をして欲しい。

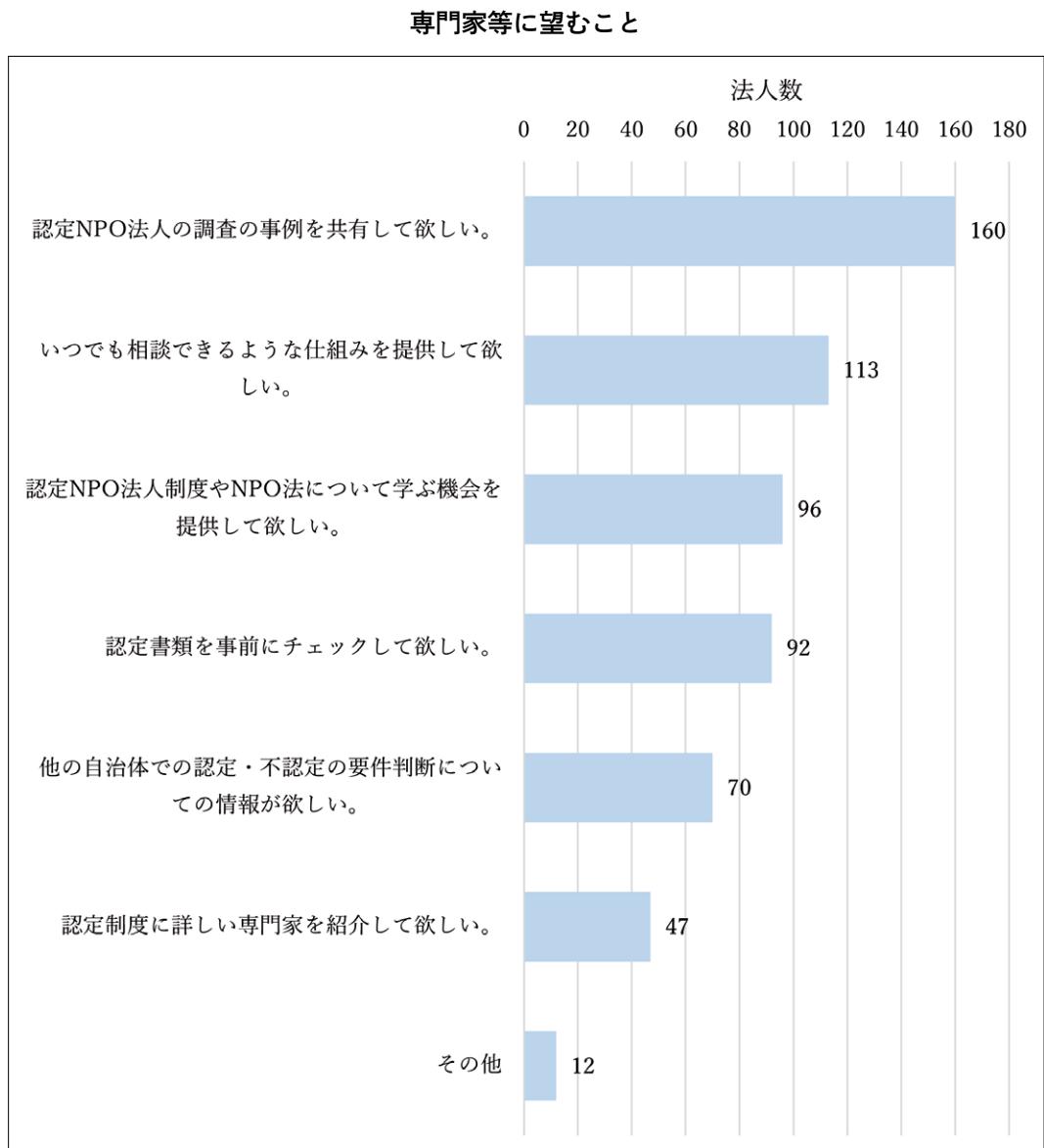
5 広報活動

- 内閣府には条例指定の制度についてもっと周知してほしい。所轄庁は条例指定も検討してほしい。
- 認定NPO法人の活動取材を行いメディアでアピールして欲しい。
- 認定法人の日を設置して広く社会に広報（社会貢献、寄付と税制特典など）してほしい。

6 その他（上記以外）

- 法や書式が変更になった際は判り易く公示して欲しい
- 消費税廃止するなど、普通に生活している人の所得を増やす。生活に困っていたら寄付しようとはならない。

4-⑫：認定NPO法人を支援する専門家や支援組織に望むことはありますか？



4-⑫ 上記グラフ「その他」の回答

コメントの主なまとめ

- 1 書籍等の情報提供
- 2 その他（上記以外）

1 書籍等の情報提供

- 分かりやすいノウハウ本を作成して欲しい。
- 実地調査対応策。
- 法や書式が変更になった際は判り易く公示して欲しい。
- 認定NPOについての書籍がほしいです！また、設立ではなく、普段の運営についての書籍がなくて困っています。

2 その他（上記以外）

- よりよい制度にするためのロビーイング等
- 中間支援組織のマニアックな理想論で、国への政策要望は止めていただきたい。
- 会計ソフトと会員管理のうまいやり方を知りたい。
- 支援は、現在かなりのところを支援組織の方にご支援いただいている。
- 新事業等の助成を得るための支援について、結果を出してくれる人が育って欲しい。
- 認定NPOの価値を向上する取り組みを求める。